

# 宝塚市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしいまちの実現のための取組をいう。）をはじめとして、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域産業の振興・経営者支援・民間事業者のSDGs推進に関すること。
  - （2） 交通安全の啓発に関すること。
  - （3） 被災者の生活再建に向けた支援に関すること。
  - （4） 認知症の方の見守りに関すること。
  - （5） 人材育成や福利厚生に関すること。
  - （6） 前各号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。
- 2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。
- 4 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。

## （連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

## （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## （協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

## （反社会的勢力の排除）

第6条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- （1） 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- （2） 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- （4） 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

## （協定の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

## （守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

## （疑義等）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）2月8日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市  
宝塚市長 山崎清志

乙 兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目1番18号  
三井住友海上火災保険株式会社  
神戸支店長 小西晃裕